

藤沢市立看護専門学校条例の一部改正について
藤沢市立看護専門学校条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市立看護専門学校条例の一部を改正する条例
藤沢市立看護専門学校条例（昭和44年藤沢市条例第18号）の一部を次のよう
に改正する。

第5条中「22,000円」を「30,000円」に改める。

第6条中「11,700円」を「14,700円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市立看護専門学校条例第5条の規定は、令和7年4月1日以後に藤沢市立看護専門学校に入学する者について適用し、同日前に入学する者については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の藤沢市立看護専門学校条例第6条本文の規定は、令和6年4月1日以後の月に係る授業料について適用し、同日前の月に係る授業料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市立看護専門学校の入学金及び授業料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。